令和8年度荒川区石綿分析調査費用助成の手引き

申請受付期間

令和8年4月1日（水） ～ 令和9年1月29日（金）

※対象**調査の着手は、必ず助成金の交付決定後**に行ってください。
（交付決定までは、申請書類が不備なく提出をされてから、2週間ほどかかります）
※**予算額に達した場合は、受付期間の途中であっても受付を終了**しますので、ご了承ください。

助成の対象となる条件

・**荒川区内の建築物**であり、建築物の石綿含有調査として、**分析調査を実施すること**。
（一部を除くアスベスト建材の使用が全面禁止された平成 18 年 9 月 1 日以降に着工した建築物は本助成の対象外となります。）
・荒川区の他の石綿分析調査を伴う事前調査に係る助成制度又は融資制度を利用していないこと。
（不燃化特区制度等）
・この制度による助成金の申請は、建築物1棟につき、1回限りとする。
・**令和9年1月29日（金）までに申請書一式を提出**し、**区の交付決定後に、調査を着工できる**こと。
・交付決定後、**令和9年3月12日（金）までに、実績報告一式を提出できる**こと。

助成の対象となる経費

石綿含有建材※1の使用が疑われる建築物の石綿含有調査※2に係る事前調査費用及び建材の石綿分析調査費用の合計金額（消費税は除く。）

※1　調査の対象となる石綿含有建材は**全ての建材**とする。
※2　区分所有建物の共用部分が対象となり、専有部分は対象外とする。

助成金額

対象となる経費の2分の1　ただし、10万円を上限とする。
（1，000円未満の端数を切り捨てた金額とする。）

助成対象者

・荒川区に建築物を有する個人
・荒川区に建築物を有する法人
・荒川区内にある建築物で区分所有者の団体の管理者の定めがある場合については、その管理組合等

注意事項

・補助事業の内容等について変更、中止、廃止するときは、あらかじめ区長の承認を受ける必要があります。必ず事前にご相談いただきますようお願いします。

・**令和9年3月12日(金)までに、実績報告書、口座振替依頼書の提出がない場合や、不備が補正されない場合は、助成金の交付ができなくなります。くれぐれもご注意ください。**

手続きの流れ

①『荒川区建築物石綿分析調査費用助成金交付申請書(第1号様式)』及び必要書類(3ページ参照)を提出。
　(最終提出期限:令和9年1月29日(金))

②区から『荒川区建築物石綿分析調査費用助成金交付決定通知書』を申請者宛に送付。
　(申請日から**2週間を目途**に送付します。)

③申請者から依頼を受けた業者が分析調査を実施。終了後、分析結果報告書、領収書等を受領。

④『荒川区建築物石綿分析調査費用助成金実績報告書(第5号様式)』及び必要書類(4ページ参照)を提出。
　(最終提出期限:令和9年3月12日(金))

⑤区から『荒川区建築物石綿分析調査費用助成金交付額確定通知書』を申請者宛に送付。
　(実績報告書の提出を受けてから**2週間を目途**に送付します。)

⑥『荒川区建築物石綿分析調査費用助成金請求書兼支払金口座振替依頼書(第7号様式)』を提出。

⑦区から助成金を支払口座に振込。
　(交付額確定通知が届いてから**1か月程度**で助成金が振り込まれます。)

手続きの流れ

①交付申請書を提出(第1号様式)(令和9年1月29日まで)
→ 約2週間
②区から通知(交付決定)
→
③分析調査の実施・調査の完了
→
④実績報告書を提出(第5号様式)(令和9年3月12日まで)
→ 約2週間
⑤区から通知(交付額決定)
→
⑥請求書兼口座振替依頼書を提出(第7号様式)
→ 約1か月
⑦助成金振込

交付申請について

補助事業を実施する前に、交付申請書に必要書類を添えて環境課までご提出をお願いします。

提出期限は令和9年1月29日(金)までです。

※期日までに申請できない場合や不備が補正されない場合は、受付ができませんので、ご注意ください。

申請書提出後、**2週間程度で決定通知書を送付**します。

決定通知を受けてから調査を実施してください。

交付申請における必要書類

必須書類

1 荒川区建築物石綿分析調査費用助成金交付申請書（第１号様式）

2 全部事項証明書（建物）又は申請者が助成対象事業を実施予定の建築物を所有していることを証明できる書類

3 建築物の案内図（周辺の地図）

4 見積書、内訳書の写し
※現場調査費用、分析調査費用等の内訳が明記されたもの。

5 建築物全体及び調査建材の施工場所を示す写真

6 建築物石綿含有建材調査者又は令和5年9月30日までに日本アスベスト調査診断協会に登録され、引き続き同協会に登録されている者の修了証明書の写し

7 建築物内の特定工作物について、工作物石綿事前調査者の資格が必要な事前調査を実施する場合は、工作物石綿事前調査者の修了証明書の写し

特定の場合に必要となる書類

【申請者に代わって別の方が補助事業の交付申請手続きを行う場合】

・委任状

【建築物内に特定工作物について工作物石綿事前調査者による調査が必要な場合】

・工作物石綿事前調査者の修了証明書の写し

【建築物の所有者が複数である場合】

・申請者以外の所有者全員の同意書

【管理組合等による申請の場合】

・管理組合等の規約の写し

・現場調査及び石綿含有分析調査に係る管理組合等の総会の議事録又は決議書

実績報告について

補助事業の実施が終了しましたら、実績報告書に必要書類を添えて環境課までご提出をお願いします。実績報告書提出後、2週間程度で交付額確定通知書を送付します。

実績報告における必要書類
【実績報告について】 1　荒川区建築物石綿分析調査費用助成金実績報告書（第5号様式） 2　領収書の写し 　※現場調査費用、分析箇所毎の調査費用等の内訳が明記されたもの。 3　分析調査結果報告書の写し 4　分析調査を実施した建材がわかる写真及び建材を採取した場所がわかる写真 5　建築物石綿建材調査者又は令和5年9月30日までに日本アスベスト調査診断協会に登録された者の資格者証の写し（調査者が申請時の調査予定者から変わった場合） 6　工作物石綿事前調査者の修了証明書の写し（調査者が申請時の調査予定者から変わった場合）

請求書兼口座振替依頼書について

交付額確定通知書に請求書兼支払金口座振替依頼書を同封します。

令和9年3月12日（金）までに、必ず請求書兼支払金口座振替依頼書を提出してください。

※期日までに実績報告書の提出がない場合や不備が補正されない場合は、助成金の交付ができないため、ご注意ください。

※助成金を受けた方は、申請等の関係書類を、6年間保管してください。

書類提出先・問合せ先

荒川区　環境清掃部　環境課　環境保全係

〒116-0002　荒川区荒川1-53-20　あらかわエコセンター3階

電話:03-3802-4697

最終改定日:令和8年4月1日